令和７年　月　日

大分県知事　佐藤　樹一郎　殿

所在地

法人名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当部署名

担当者名

電話番号

電子メール

RFI参加表明書兼秘密保持誓約書

〔法人名〕　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、大分県（以下「甲」という。）が実施する「大分県公共事業総合支援システムの再構築に係る情報提供依頼」（以下「本RFI」という。）について、下記を遵守の上、参加することを表明します。

記

（秘密保持の範囲）

第１条　本誓約書において秘密情報とは、本RFIに関して甲から乙に開示される情報のうち、甲が開示に際して秘密であることを表示した一切の情報をいう。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、甲は開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、乙に送付するものとする。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとする。ただし、秘密情報に該当しないことは、乙において明らかにしなければならないものとする。

（１）乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか又は公知であった情報

（２）乙が甲から開示を受けた後、乙の故意又は過失によらず公知となった情報

（３）乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条　乙は、本RFIを遂行する乙の従業員以外には秘密情報を開示しないものとする。

２　乙は、本RFIを遂行する目的にのみ秘密情報を使用するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、乙は、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

（損害賠償）

第３条　乙が前条各項に違反した場合は、乙は、甲に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

（秘密情報の廃却）

第４条　乙は、甲から要請された場合及び本RFIが終了した場合並びに当該秘密情報を保有する必要がなくなった場合は、遅滞なく乙の責任において適切な廃却措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務の継続）

第５条　乙は、本RFIの終了後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

以上